

環境影響評価制度及び事業概要等について (京奈和砕石場拡張事業)

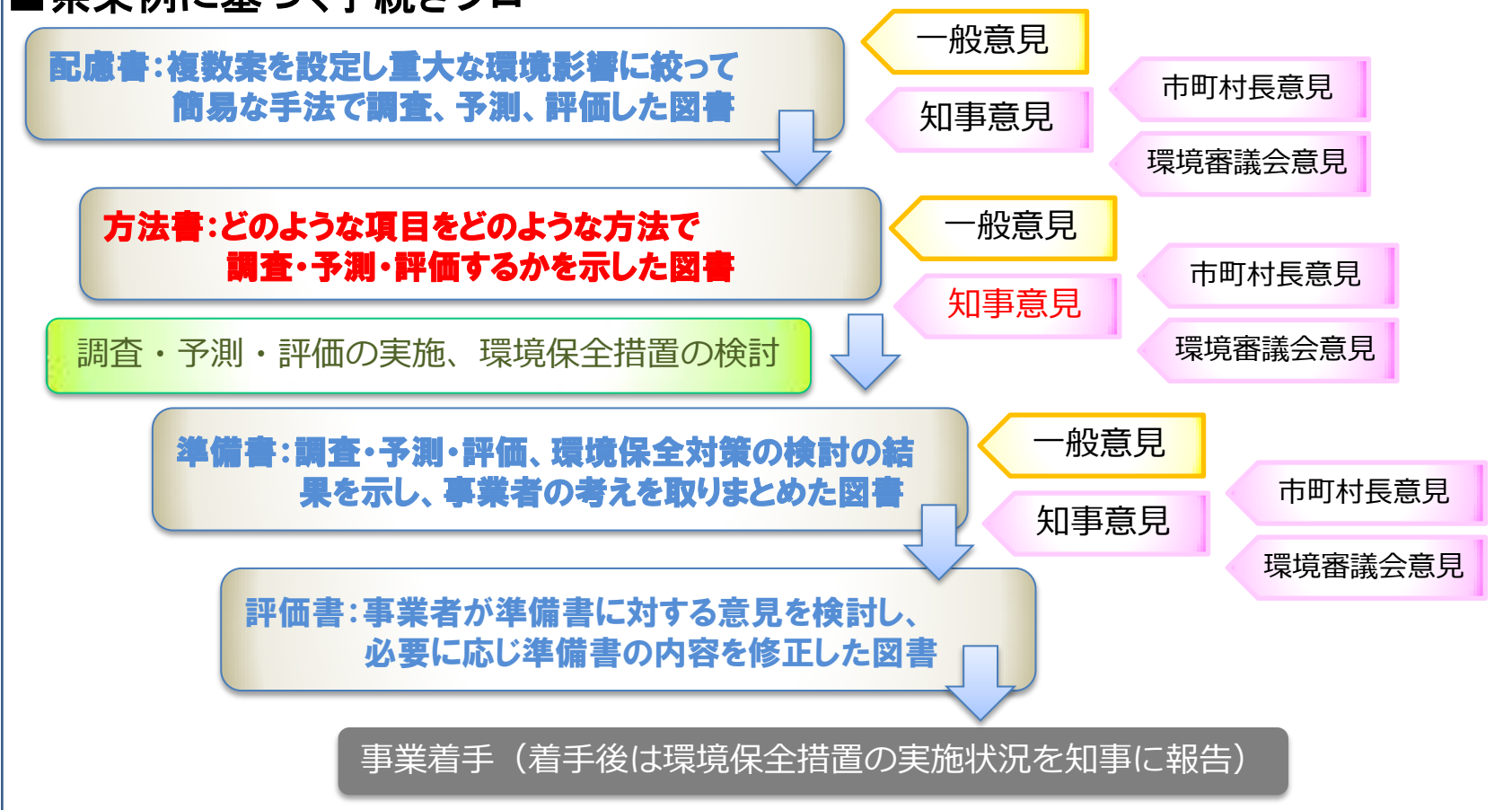
平成30年8月28日(火)

奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課

1. 環境影響評価制度(環境アセスメント)

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

■ 県条例に基づく手続きフロー



(今回審議いただく内容について)

配慮書	方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画 (事業目的、事業内容)・ 複数案の設定・ 計画段階配慮事項 の設定 (既存資料による、調査、 予測、評価)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画 (事業目的、事業内容)・ 関係法令の整理・ 地域の概況 (既存資料による) 自然的状況 (大気、水質等)の整理 社会的状況 (人口、産業、土地利用 等)の整理・ 評価項目の選定・ 調査、予測及び評価 の方法	<ul style="list-style-type: none">・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果・ 環境保全措置・ 事後調査・ 総合評価	<ul style="list-style-type: none">・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果・ 環境保全措置・ 事後調査・ 総合評価

配慮書の知事意見

方法書の知事意見

準備書の知事意見

2. 事業概要

(1) 経緯等

事業者は平成5年より当地において砕石場を稼働させており、奈良県内及び近隣府県に砕石の供給を続けてきた。しかし、近年、建設事業用の砕石の需要も高く、現状ではこの需要に応えられない状況となってきた。このため、砕石の安定供給を図るとともに、地方産業として地域経済に貢献するため、既認可区域の隣接地に砕石場を拡張しようとするもの。

(2) 事業者名 山本商事株式会社(奈良県御所市城山台587-3)

(3) 事業名 京奈和砕石場拡張事業

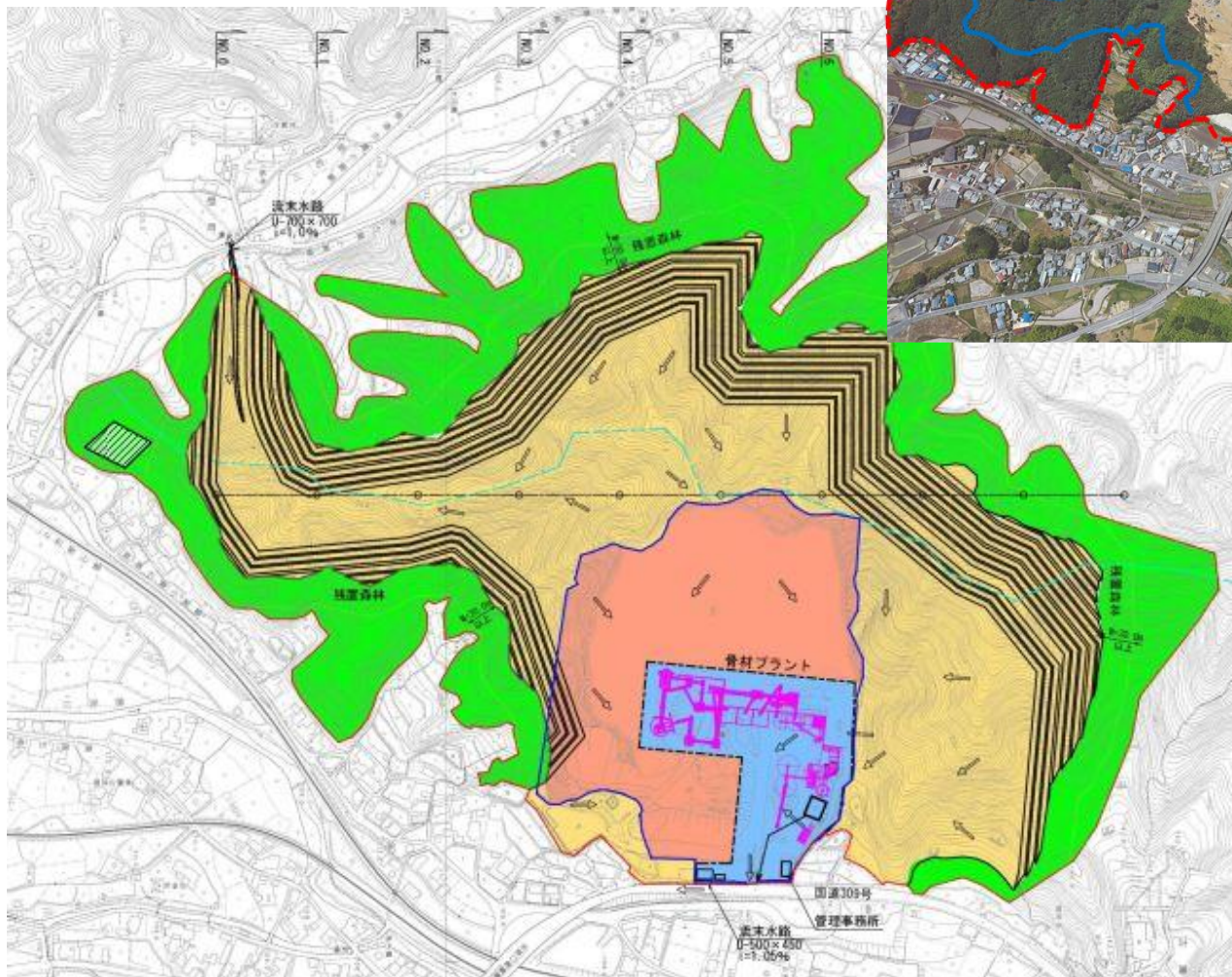
(4) 事業の種類 土石採取事業の変更の事業

(5) 事業区域 奈良県御所市大字古瀬480番地 ほか72筆

(6) 事業面積 環境影響評価の対象となる事業地面積:51.06ヘクタール

(7) 事業期間 新規埋立区域の事業期間:52年間

(事業実施区域の概況)



凡例		
記号	名称	備考
	対象事業既認可区域	A=9.48ha
	採取区域	A=6.56ha
	事務所及び骨材プラント	A=2.92ha
	計画法面	
	対象事業実施区域	A=51.06ha
	採取計画区域	A=23.47ha
	残置森林	A=18.11ha
	保安林	

3. 審議の経緯

方法書：評価項目・手法の選定



環境アセスメントの実施

H26.3.31～H26.4.30 公告・縦覧
H26.5.20 意見概要提出
H26.6.6, H26.6.20, H26.7.25 現地確認、部会審議
H26.8.5 審議・答申…(別紙1)
H26.8.8 知事意見…(別紙2)

調査・予測・評価の実施
環境保全措置の検討

【今回の手続】

準備書：環境アセスメントの結果の公表

H30.4.6 公告 H30.4.6～5.7 縦覧
H30.4.6～5.21 意見聴取期間 →意見の提出数 0
H30.6.1 意見概要提出

環境影響評価審査部会

H30.5.18、6.15、7.27
部会審議・部会意見



環境審議会

審議・答申



知事意見

知事意見

評価書：環境アセスメントの結果の確定

公告～1月間 縦覧

※事業の着手は評価書公告後